

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島情況雑件 第二卷

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 財産、請求権の処理問題, 鉱業権, 岩崎与八郎, 九州電力K・K, 奄美大島, 北緯三十度以南, 南西諸島、南方諸島及び南洋群島, 信託統治地域 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43869

(8) 信託統治地域關係

3

2

A' 03.0.07

沖繩、小笠原及び太平洋諸島米回信託統治地域關係

(一) 小笠原、小笠原の管轄權の返還交渉

小笠原諸島の管轄權の返還については機會ある毎に米側の好意的配慮を要望してゐる。とくに小笠原に關しては、旧住民の帰島問題に關する米側の財政上又はセキユリティ上の複雑な向題があるのにかんがみ、一歩進めて、米側において軍事上必要なく、このできな島嶼のみを残し、現に軍事上利用してゐない島嶼につき奄美群島に關してとつたと同様の措置をとるよう要望してゐる。

本件に關しては、八月下旬渡米中の重光大臣よりも直接ダレス國務長官に對し申し出たが、米側としてはわが方要望を直ちに考慮することが困難との現状である。

(二) 小笠原旧住民の帰島問題

昭和十九年日本本土疎開を余儀なくされた小笠原諸島旧住民七千余名のうち欧米系の祖先を有する一三五名のみは昭和二十一年十月に帰島を許され、その他のものは未だ帰島が許可されないので、これらのものは本来の生活の根柢を求めて帰島を熱

Handwritten mark

11/30

<p>本件に關するは、昭和十九年八月米渡米した重光外務大臣がワシントンに於けるダレス國務長官とのサミット回會談の際、同長官の好意的配慮を申請したことが、その後十月十五日小笠原島、硫黄島帰島促進連盟代表者及び交渉交渉員福田篤泰氏等一行四名の陳情団が渡米し、早期米</p>	<p>島に歸島した米側との關係を司る直接説明を行</p>	<p>本は本問題に對する米側の理解を深め、上は相違の効果を認めさせ、</p>	<p>外務省</p>
--	------------------------------	--	------------

望している。

本件帰島問題は、小笠原に対する管轄権、返還問題ときり離し、米側に對し旧住民の日本本土における生活の事情等をくり返えし説明するとともに、欧米系住民の島の帰島を許したことは、人種的差別待遇の印象を与える恨水ある点を強調し、若し全部の帰島が直ちに困難であれば、差当り帰島を許可する人数及び帰島する地域を限定して試験的にでも帰島を許すよう折衝を重ねている。

(三) 小笠原旧住民に対する補償

昭和二十九年初め小笠原旧住民は、本土引揚以来帰島ができないうために蒙つてゐる損害（現地に有する土地等の使用が不可能になり、又現地において漁業ができなくなつたために蒙つてゐる農水産業上の損失その他）の補償の要求（約八億二千万円）を政府及び国会に對して行つた。

右は米側が帰島を許さないので財産権を行使し得ざる状態に置かれてゐることに基く私有財産権に對する一種の制約であるので、小笠原の返還ないし旧住民の帰島に悪影響を及ぼさるゝ限り、出来れば米側から補償を受けたいとの趣旨に折衝を行つてゐる。

四) 沖縄における軍用地収用その他の米民政向題

一月十二日、東京の自由人権協会が沖縄における米軍用地の使用及び収用に伴う土地賃借料の問題、人民党事件の裁判等からむ人権向題、軍作業労務者の低賃金向題等米國の沖縄施政に関する調査結果なるものを朝日新聞に發表し、これに對しては十六日米極東軍司令部が反論を行ひ、世論に多大の反響を呼びおこした。

特に沖縄における米軍使用地四〇〇〇のイーカー（別に一二〇〇のイーカーを追加使用せんとしている）の賃借料は、土地所有者が要求してゐる坪当り年間一九〇〇九B四に對し坪當年向二一九B四が払われているにすぎず、かつ、米側は賃借料の向題を一挙に解決せんとして地価の一括払による無期限の地上権設定を行わんとしていることに對する關係住民の反対等の向題が大きくなつたので、四月七日在米井口大使を通じて、又四月二十八日沖縄に赴任するステューブス総領事に対し、賃借料は一年毎長くとも五年の契約により行うこと、賃借料の外に建物、立木その他の物件に對する補償を充分に考慮すること及び土地の収用に琉球政府を通じて行うこと等に關するわが方を

の要望を米側に伝え、善処方を要請した。
が軍用地向還に關し

比嘉琉球政府行政主席一行六名は五月下旬訪米。六月八日下院軍事委員会において
一括採方式に反対であり、毎年適正な賃借料を支払わねばならないことを希望し、及び新収用

に反対する前並に現地に調査団が派遣されることを要請した。右の結果、下院軍事
委員会は十四日、地代一括採による無期土地使用設定の案を一応棚上げし、琉球住
民の要請に好意的配慮を加えるためその調査団を沖繩に派遣することと決定した。

(五) 南洋群島関係財産及び請求権の処理

平和条約(四)の規定に基く本件特別取極めについては、目下東京において日米
関係官向に交渉中である。

(六) 南洋群島における邦人事業活動の再開

戦前南洋群島において各種の事業を営んでいたわが国商社は、同地域における漁
業及びこれに附随する諸施設の運営、ホーキサイト及び燐鉱石の採掘、コブラ集荷と
生活物資の販売、精糖等の各種経済活動を行いたいとの希望を有しているもので、こ
らの経済活動は同地域の資源開発と現地住民の福祉増進に寄与し、日米双方の利益に

役立つこととのべ、本件に關する米側の好意的配慮を要望している。

なお、木下商店は米国のハマロイ社の下請会社パシフィック・セントラル・トレー
ディングとの間の契約(パラオ地区三〇、〇〇〇トンの沈船を引揚げ、屯当り五ドルにて
購入して日本に輸入することになっている。)に基き、右の引揚を七月より開始して
いる。

A 3.0.0.7

公使長谷川(二)の電(三)田中(四)に提出す。

中綴 小笠原及石川平洋諸島信託統治用条

中綴 小笠原の島嶼移住の返還交渉

中綴 小笠原の島嶼移住の返還交渉の返還交渉
中綴 小笠原の島嶼移住の返還交渉
中綴 小笠原の島嶼移住の返還交渉

渡米中の重光外務大臣より直接ダグラス國務長官に対し

りの方の希望を中綴 中綴 中綴 中綴 中綴

リトアニア 六月 衆議院 閣議 閣議 閣議

議の決議 閣議 閣議 閣議 閣議

米側と一には ~~自由世界~~ の安全保障に ~~この~~ 決意

的は 戦略的 重要地 併呑せしむべし 統一的 局面を 継続すべし

の立場を 繰返す ことあり (本年 年頭、事算 敵情) だが

方要 迫る 直ちに 考慮する ことは 困難なる 現状である

(二) 小笠原 旧住民の 帰島問題

終戦前 日本軍の 命により、 さらに 一部は 終戦後 米

國を 領土 局により 強制的に 日本本土に 引揚げさせらる

3)

た小笠原諸島の旧住民六千余名のうち欧米系の祖先
 を有する一三五名だけは昭和二十一年十月帰島を許され
 た。その他のものは未だ帰島の許可を得ない。日本の
 生活の根拠を求めた帰島古熱烈しんじ。
 政府とては、^{昭和二十一年}小笠原島東部の村の欧米系を米國政府に
 要請し、^{昭和二十一年}十一月在京米國大使あつて公文書
 もつて小笠原島帰郷促進問題作成にかかると帰郷

外務省

4)

要請者名簿及び帰郷に関する具体的資料を具し、
 米國政府がリンパ症の資料をも検討して島民の希望が
 達成される見込みがある。また、もし全部の帰島が困難
 ならば、先づ帰島を許可する人数及び帰島する地域を
 限定して試験的に帰島を許すべし。帰郷促進課
 長 佐々木 昭三
 昭和二十一年一月初旬國務
 院事務會議の決議を以て、^{昭和二十一年}一月初旬國務院
 事務會議の決議が加えられた。

外務省

その結果

シベリアニ関し 米穀の輸入制限を撤廃するに同意する

米穀の輸入制限を撤廃するに同意する

米穀の輸入制限を撤廃するに同意する

米穀の輸入制限を撤廃するに同意する

米穀の輸入制限を撤廃するに同意する

米穀の輸入制限を撤廃するに同意する

その結果

外務省

6)

三) 小笠原住民に対する損害賠償

小笠原住民に対する損害賠償

小笠原住民に対する損害賠償

小笠原住民に対する損害賠償

小笠原住民に対する損害賠償

小笠原住民に対する損害賠償

小笠原住民に対する損害賠償

外務省

の補償を行使し得る事となる可なりと申し渡す。

右補償要求の内容は対日平和条約発効後、昭和二十

年五月より昭和三十一年十一月末日迄の間に同住民が米側と

同たり同諸島への帰還を認められ得るに於て同諸島に

おのり所有する権利を行使し得る結果おのり農業

漁業山林魚野及び各地の損害賠償合計 九六一、三六二

イナニ円ニシテ

外務省

尚、政府は本年九月十四日、本件損失補償の国内措置と
して、小笠原諸島の帰還者の同島住民に對する見舞金
支給に關し、在野議員の建議決定を行つた。

一見舞金は三十一年度におよび四十万円、戦国内に支給し、

これをもつて打切る(三十年度分) 九十九万八千支給

ニ對米損失補償請求は又ほ引続き強力に推進するが、米側

より損失補償又は見舞金を受ける事は前記見舞

外務省

8)

7)

11)

の四原則の要領を伝え、^イ真剣にこれを考慮するよ、
 数次にわたって要請した。その結果米側としても
 プライム報告
 プライム報告の大枠は崩さないでよ、^ロこれを即時
 実施することはやめ、^ハ現地の土地事情につき全面的再
 検討を行う以上、土地価格、^ニ土地借料の算定を
 行い、^ヘ他方移住地の選定、投資収入の途を開く計画に
 つき、^コ検討中の模範である。また、^セ地代を従来の平均三倍

外務省

12)

に列上げた。しかし、^イワシントン市の情報によれば
 米政府は長期使用の土地については所有権は取得
 せざるも、^ロ期限を特定せざる無期限使用権の取得を
 依然固守し、^ハおとの情報があるので、^ニ米側に対しもし
 米側が右のような考え方をしているとして、^ヘ問題の解
 決は困難であり、^コ契約は必ず有期限とし、^セ且つ一括払
 を避け、^ケ分割払とすること、^コ絶対必要なることを強調

外務省

13)

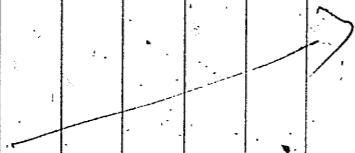
している。

なお米側は沖縄住民の平和条約発効前の土地使用等に対する補償方要請に対し平和条約第十九条(四)項を根拠にこれを拒否したため住民は日本政府に補償約百七十億円の補償方要請している。

右補償問題の根拠は、平和条約第十九条の解釈に、^{いさ}また関係官庁の間に意見の統一をみない儘に

14)

は、^{いさ}く、いる。



15) 陸軍省の船舶処理

陸軍省の船舶の難破船及び難破財産処理の關於陸軍省

米國民政府は昭和二十一年一月十一日布令第一四一号を公布し

陸軍省が公定した沈没船の引取りの告示期間終了後

一ニ十日以内の所有者が所有権確認のクレームを提出しない

場合又はクレームを提出しない場合は引取りの告示期間満了後

陸軍省は、これを放棄財産と見做し陸軍省

外務省

16) 米國民政府は現在陸軍省の船舶の引取りの關於

同布令に基き難破船十隻に關

する公定した引取りの告示期間は國有船五隻、民有船五

隻に關し、クレーム及び沈没船引揚

許可の申請を同民政府より行なうが、本年四月三十日現在在船の所有

権関係の調査は、米國軍用船舶に關し、検査中の趣

き、米國民政府は現在陸軍省の船舶の引取りの關於

外務省

関係方面より不仲処理の早期解決を要せしむるの必要あり
若し其の利益を疏却例に於て算入する等の案にても解決せん
ルカト云々

○旧中總果在任者の有する日本國政府の戦前、爲替野金及
の保険年金払戻処理

北緯三十度以南の南西諸島(旧中總果推定)の在任者
に対する同諸島に於ける日本國政府郵便組織の戦前
の債権処理の件も、南西群島に於ける日本國とアメリカ
合衆國との間、協定「ナニヤナニ」規定せらるる日本
兩國政府間の金銭関係の債権債務の一括相殺計算

19)

1) 米穀の輸入制限に對する米國政府の同價米の價収者に対し
 米穀の輸入制限の取消を要求する。 (昭和二十一年)
 2) 米穀の輸入制限の取消を要求する。 (昭和二十一年)
 3) 米穀の輸入制限の取消を要求する。 (昭和二十一年)
 4) 米穀の輸入制限の取消を要求する。 (昭和二十一年)
 5) 米穀の輸入制限の取消を要求する。 (昭和二十一年)
 6) 米穀の輸入制限の取消を要求する。 (昭和二十一年)
 7) 米穀の輸入制限の取消を要求する。 (昭和二十一年)
 8) 米穀の輸入制限の取消を要求する。 (昭和二十一年)
 9) 米穀の輸入制限の取消を要求する。 (昭和二十一年)
 10) 米穀の輸入制限の取消を要求する。 (昭和二十一年)

外務省

20)

1) 米穀の輸入制限に對する米國政府の同價米の價収者に対し
 米穀の輸入制限の取消を要求する。 (昭和二十一年)
 2) 米穀の輸入制限の取消を要求する。 (昭和二十一年)
 3) 米穀の輸入制限の取消を要求する。 (昭和二十一年)
 4) 米穀の輸入制限の取消を要求する。 (昭和二十一年)
 5) 米穀の輸入制限の取消を要求する。 (昭和二十一年)
 6) 米穀の輸入制限の取消を要求する。 (昭和二十一年)
 7) 米穀の輸入制限の取消を要求する。 (昭和二十一年)
 8) 米穀の輸入制限の取消を要求する。 (昭和二十一年)
 9) 米穀の輸入制限の取消を要求する。 (昭和二十一年)
 10) 米穀の輸入制限の取消を要求する。 (昭和二十一年)

外務省

② 米國の諸島に於ける漁業の取締り

南洋の諸島に於ける漁業取締り。米政府の

南洋の諸島に於ける漁業取締り (米政府の)

南洋の諸島に於ける漁業取締り (米政府の)

南洋の諸島に於ける漁業取締り (米政府の)

南洋の諸島に於ける漁業取締り (米政府の)

南洋の諸島に於ける漁業取締り (米政府の)

南洋の諸島に於ける漁業取締り (米政府の)

23)

南洋の諸島に於ける漁業取締り (米政府の)

外務省